

# 定 款

(昭和61年6月10日制定)

改 正

昭和63年6月30日 平成2年6月29日 平成6年6月30日

平成10年1月28日 平成14年6月28日 平成15年8月7日

平成19年6月29日 令和元年6月28日

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社札幌エネルギー供給公社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 冷温水を利用した熱供給事業
- (2) ビル管理業務
- (3) 建築物及び構築物の各種設備機器の点検・保守・管理業務
- (4) 不動産賃貸管理業
- (5) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を札幌市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法による。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3万6千株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取扱い)

第8条 株式の名義書換その他株式の取扱いに関し、必要な事項については、

取締役会で定める。

(株主の住所等の届出)

第9条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届け出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

## 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長がこれを招集する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

(議 長)

第13条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決 議)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は議決権を行使できる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(総会議事録)

第16条 株主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項について議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名押印する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議により、当社に代表取締役社長1名を選定し、必要に応じてその決議により、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

2 取締役会は、その決議により、社長のほか当社を代表すべき取締役を第1項の役付取締役の中から選定することができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第21条 取締役会は、社長がこれを招集してその議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(取締役会議事録)

第25条 取締役会の議事については、議事の経過の要領及びその結果について議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬)

第27条 取締役の報酬、退職慰労金その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第28条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第29条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(監査役会の決議)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第34条 監査役会の議事については、議事の経過の要領及びその結果について議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第37条 会計監査人の選任は、株主総会の決議によって行う。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当該定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(剰余金の配当)

第42条 当会社は、株主総会の決議によって、剰余金配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対し期末配当を行うことができる。

(配当金の排斥期間)

第43条 配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

2 未払いの配当金に対しては、利息を付けない。